

実施報告書

D15-R-0206 吳永鎬

(構成)

- I. プロジェクトの概要
- II. 報告書

I. プロジェクトの概要

本プロジェクトは、戦後日本における外国人学校の法的地位の変遷を実証的に明らかにし、そこから外国人学校を含めた今後の日本の教育制度のあり方を検討することを目的とした歴史研究である。

国連・子どもの権利委員会や人種差別撤廃委員会等により、日本における外国人学校の制度保障の問題が指摘されて久しいが、多文化共生社会が標榜される今日においても、その解決の糸口は見えていない現状にある。しかし戦後から 1960 年代の日本においては、世界的にも珍しい公費で運営される「公立朝鮮学校」が存続したり、極めて排他的性格を有するものの外国人学校を公教育制度内に位置付けようとする「外国人学校法案」が存在した。これらは結果的に 60 年代後半に廃止・廃案となり、外国人学校の法的地位は各種学校という制度的周縁に固定化され今日に至るが、国民に限定されない教育制度を構築する可能性に開かれていたという意味において、極めて示唆に富む歴史的事実である。

本プロジェクトでは、戦後日本において、如何なる論理と交渉の下、外国人学校を公教育制度から排除する境界線が引かれ、それが如何に固定化したのかを解明し、それらの歴史から、グローバル化時代の要求に対応した教育制度構築の手掛かりを見出していこうとした。

助成期間には主に、①行政文書調査、②朝鮮学校所蔵資料調査、③関係者への聞き取り調査を行った。学校教育法第一条に示された一般的な「学校」と異なり、周縁の学校たる外国人学校に関する過去の公文書は、行政においても重要度が低い。そのため関連文書の存在を認知していなかったり、あるいは整理すらされていない自治体も少なくなかった。しかしだからこそ、たとえ些細なものであろうとも、本調査によって確認された外国人学校に関する行政文書の存在は貴重であると言える。また外国人学校の法的地位に関しては、文部省ばかりでなく、外務省が関与していたことを示す文書を外務省外交史料館から発見することができた。

学説的には種々の見解があるとは言え、外国人の教育権は、実質的に憲法や教育基本法の保護の対象とはなっていない（それらの主語は「国民」である）。人権のシールドが制度的に存在しないゆえに、外国人の教育を受ける権利は、政治的・外交的な論理の影響を直接的に、強力に受けるのであり、そこでは教育の機会均等や民族教育権の保障といった教育の論理は相対的に後景に退いていた、または強く機能していなかった。外国人の教育権をめぐるこうした基本的構図を明らかにすることができた。

II. 報告書

本プロジェクトにおいて得られた成果を基に報告書を作成した。以下の報告書は、今後改良を加え、学会誌等に投稿し、公表したいと考えている。

1. 日本の学校教育体系と外国人学校

外国人学校とは何か。

このシンプルな問いに的確な解を与えることは、実はそれ程容易いことではない。さしあたっての最大公約数的理解は「外国人の育成を目的とした教育施設である」と言えるだろうか。外国人学校は、日本の近代学校制度が始動した明治初期より存在し、今日におけるその数は、認可を得た学校に限っても百を超える¹。外国人学校に直接行ったことがなくても、そこが外国籍や日本ではない国や地域に何らかのつながりがある子どもたちのための学校であることは、広く知られていることであろう。

ところが、こうした実態や社会一般の理解とは対照的に、今日に至るまで外国人学校を規定する法令は存在しない。「国民の育成」（教育基本法第1条）を目的とする日本の学校教育体系において、日本国民ではない外国人の育成を目的とする外国人学校は、明確な位置取りを持たないのである。一般に想起される学校と同様、外国人学校は全日制の普通教育を行っている教育施設である。にもかかわらずその法的地位が明確化されず、学校教育法上、各種学校に位置付けられている外国人学校は、公費助成や税制上の優遇措置等、様々な公的保障の適用を受けられない状況にある（図表1）。

図表1 学校種別ごとの各制度適用状況

		一条校	専修学校	各種学校	無認可校
①	国庫助成	○	○	△※1	×
②	地方自治体助成	○	○	○※2	×
税制関連	③消費税免除	○	○	○	×
	④指定寄付金	○	○	△	×
	⑤特定公益増進法人	○	○	△	×
⑥	大学入学資格	○	○	○※3	△
⑦	学校保健安全法	○	△	×	×
⑧	学校給食法	○	—	×	×
⑨	通学定期券購入	○	○	○	×
⑩	日本スポーツ振興センター法	○	△	×	×
⑪	各種スポーツ大会参加	○	○	○	×

（△は、一部認められていることを示す）

典拠：外国人学校・民族学校の制度的保障を実現するネットワーク「すべての子どもたちに学ぶ権利を!!」（2009年）を参照、改良した。

※1：高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第4号イ及びロの規定に基づき、文部科学大臣が指定する各種学校及び団体は、同就学支援金の対象となる。

※2：地方自治体による助成金は、学校の経常費補助、教材購入費補助、保護者あるいは子どもを対象としたもの等様々あるが、その額は私立一条校と比して数分の1～10分の1程度となる。

※3：朝鮮学校卒業生は、他の学校と異なり、各大学の個別審査により入学資格が認定される。

とは言え、こうした状況は戦後の学校教育体系がつくられた当初から定まっていたわけではない。今日では外国人学校が得られる最高の法的地位は各種学校となっているが、戦後直後には一条校の私立学

校として認可された学校や、1950年代には公立学校として運営された外国人学校も存在した。さらに1960年代には「外国人学校」という新たな法的地位が学校教育法上につくられようとしていた。1970年代中頃に至るまで、法令上は想定されていないが確かに存在する外国人学校をどのように処遇するのか、学校教育体系のどこに位置付けるのかという問題は、政府にとっても小さくない関心事であったのである。

本稿では、こうした外国人学校の法的地位をめぐる歴史を、具体的な争点となっていた朝鮮学校を対象に検討することをとおして、公的に保障すべき学校の境界、言わば戦後日本の公教育の境界線を探っていきたい。

国民の境界線と国家の境界線

議論を始めるにあたり、まず外国人学校の公的保障をめぐる2つの境界線について、確認しておこう。

第一に、日本人と外国人とを分かつ「国民の境界線」である。国際人権規約および難民条約を批准する以前の日本では、生存権や教育権をはじめとする社会権を保障するための多くの制度に、国籍条項が置かれていた。具体的には、一部の例外を除き、多くの自治体では外国籍者の国民健康保険加入を認めていなかったし、国民年金制度や児童扶養手当等の社会保障制度も、日本国籍を有する者のみが適用対象であった。また、公営住宅への入居や公務員への就任のように、法律上は国籍条項が明記されていなくとも、運用上外国人を排除する場合もあった²。教育に関しても、先述のように教育基本法は外国人の育成を積極的な対象として位置付けていない。そのため今日においても、外国人の保護者には就学義務が課されず、本人の希望により就学することになっている（就学通知ではなく、就学案内が送られる³）。義務教育段階での退学もある。日本の教育法制は、外国人の教育への権利を保障すべきものとして措定していないのである。

こうした外国人の教育への権利をめぐる状況と、外国人学校の公的保障問題は無関係ではない。外国人学校が得られる最高の法的地位が各種学校となっていることも、国庫による助成がなく、地方自治体による助成が一条校に比して極めて少額であることも、学校給食法や学校保健安全法が適用されないことも、日本の学校への進学資格・受験資格が認められていなかったことも、また日本の学校と同様に通学定期券の割引が適用されなかったり、各種のスポーツ大会や芸術コンクールに出場できなかったことも、外国人の教育への権利が平等に保障されるべきとされているとは言い難い、日本社会のあり様の反映である。外国人の育成を目的とする外国人学校は、日本に存在しながらも、国民の境界線によって画定された公的に保障すべき「日本の学校」ではないのである。

第二に、外国人学校というカテゴリー内部に引かれる境界線である。多くの外国人学校は、所在国である日本とは別に、本国を持つ。現在日本にある外国人学校の本国はドイツ、フランス、フィンランド、ロシア、中国、台湾、朝鮮民主主義人民共和国、韓国、インド、インドネシア、フィリピン、カナダ、アメリカ、ブラジル、ペルー等、多岐にわたり、各国と日本政府との関係も当然ながら一様ではない。各外国人学校の公的保障に関しても、そうした当該本国と日本政府との関係が影響を及ぼすことになる。すなわち、外国人学校の公的保障をめぐる問題は、外国人学校が本国を持つという性質上、必然的にそれぞれの国と日本政府との関係を反映した政治的・外交的な性格を有するものとなる⁴。したがって、政治的・外交的な理由から、制限を緩和させたい学校もあれば、逆に特定の学校に限って、制限的な状況にとどめておいたり、制裁を科す場合もある。そしてこうした政治的・外交的意図を実現するために、異越同舟の外国人学校を一括で処理するのではなく、それらを個別化・類型化した上で取り扱うための

様々な行政的手法が編み出されてきた。

具体的な例を挙げれば、後に詳しく見るように、1960年代中盤、文部省は朝鮮学校に対し各種学校の認可を与えるべきでない旨を各府県に通達し、その法的地位を不安定なものにとどめようとする。対して他の外国人学校に関し、同主旨の指導の存在は確認できない⁵。近年においても、高等学校にあたる外国人学校卒業生の大学入学資格を認めるにあたり、文科省は、欧米系の学校ないしインターナショナルスクールを頂点、朝鮮学校を底辺として外国人学校を序列化する手法を發明しており、同様の手法が「高校無償化制度」の適用を受ける外国人学校を選定する際にも用いられている⁶。このように外国人学校とカテゴライズされる学校群の内部にも、日本政府と当該国との関係を反映した境界線が、幾重にも引かれているのである。これを「国家の境界線」と呼ぼう。

外国人学校は、国民の境界線によって日本の学校と峻別され、さらにその外国人学校は国家の境界線によって序列化されている。本稿で扱う朝鮮学校は、その中でも最下層にある外国人学校だと言える。

日本の公教育の問題としての朝鮮学校の法的地位

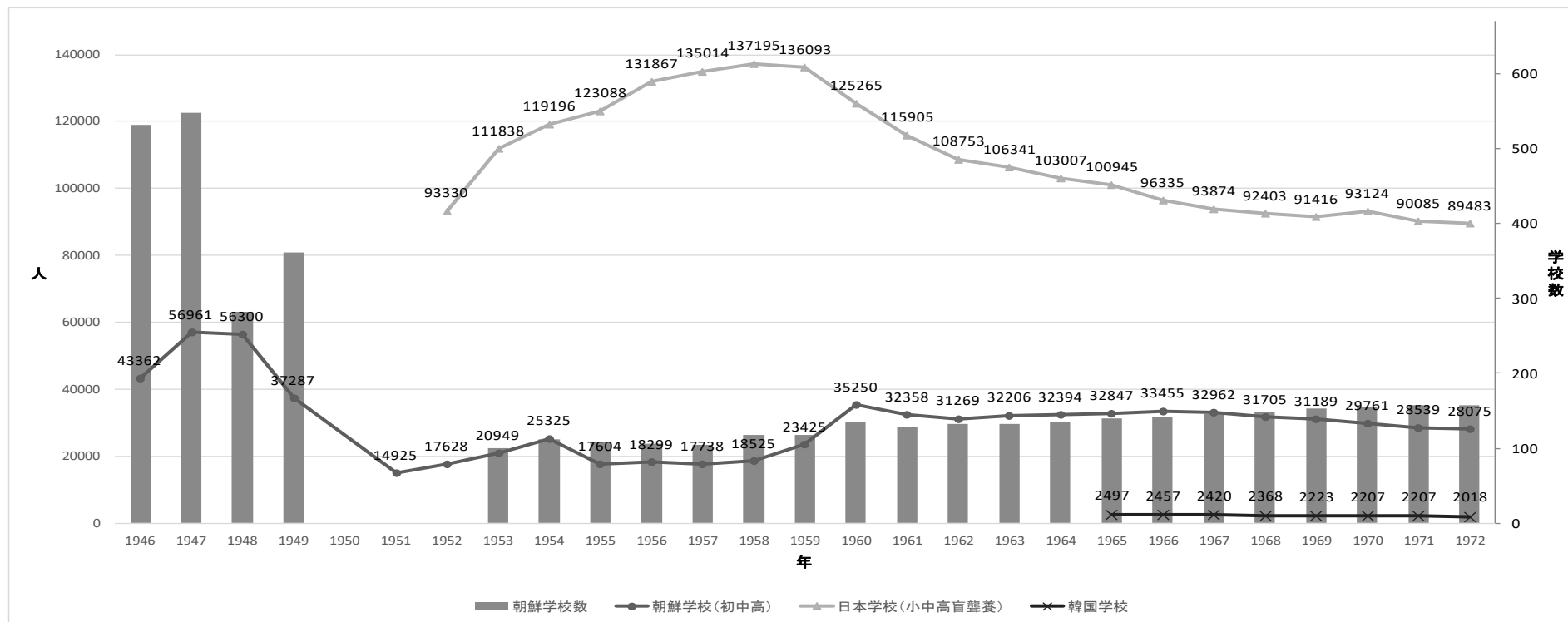
植民地支配から解放された在日朝鮮人が、子どもたちを朝鮮人として育て上げるために設立した朝鮮学校は、その歴史と量的規模から、日本における代表的な外国人学校と言える（図表 2 を参照）。在日朝鮮人は 1970 年代まで外国人のおよそ 9 割近くを占めており、戦後日本の外国人学校政策も、実質的には朝鮮学校政策として展開してきた⁷。そこでは、その法的地位をどのように処遇するのか、公費助成を行うのが妥当であるのかといったことが論争的な問題となっており、換言すれば、外国人の育成を目的とし、且つ敵対する社会主義陣営を支持する学校と教育に、公益性、公共性を認め、国家的ないし社会的恩典を与えるのか否かということが、本質的な争点となっていた⁸。さらに付言すれば、そこには日本の植民地支配をどのように評価するのか——不法不当論から合法正当論まで——、また植民地支配責任をどう捉えるのかという問題が絡んでいた。

本稿は戦後から 1970 年代初頭までの朝鮮学校の公的保障をめぐる歴史を、とりわけ法的地位に着目して検討するものであるが、その問題意識は、どのような学校と教育が公的に保障すべきとされていたのか、あるいはいなかったのかという点にあり、その意味で、すぐれて日本の公教育に関する議論であるということを強調しておこう。

以下ではまず、戦後から 70 年代までの朝鮮学校の法的地位の変遷を、不安定期（1945～49 年）、多元化・模索期（1950 年～60 年代）、一元化・固定化期（1970 年代以降）と時期区分し、その歴史を概観する。朝鮮学校が、日本の学校教育体系のどこに、どのようにして位置付けられようとしていたのかを確認し、国民の境界線と国家の境界線とが絡み合いながら、朝鮮学校が公的保障の枠から排除されていくプロセスを明らかにする（第二節）。続く第三節では、公立の朝鮮学校という特殊な外国人学校を対象にすることによって、公教育の境界線を再考する。国民および国家の境界線は、第一義的には国家によって引かれた境界線である。しかし当然ながら「公」（public）とは国家と同義ではない。公立朝鮮学校を対象に、地域レベルでの具体的な人々の動きに注目するのは、ナショナルなレベルで引かれた境界線に影響を受けつつも、それらとは相対的独自に立ち上がる地域レベルでの「公」の可能性と限界を探りたいためである。

最後に、80 年代以降の状況を確認し、今日の外国人学校をめぐる公的保障の展望を探る。

図表2 朝鮮学校就学者数および日本学校就学朝鮮・韓国籍者数、朝鮮学校数の推移（1946年～1972年）



註1: 日本の小学校・中学校・高等学校・盲学校・聾学校・養護学校に就学していた朝鮮・韓国籍者に関しては、『学校基本調査報告書』(年次)を参照した。1956年以降は、国籍別の「朝鮮」欄の統計を用いた(「韓国」という項目はないが、含まれていると考えられる)。52年～55年は国籍別の統計がないため、各年次の外国籍就学者に、56～59年における外国籍就学者に占める「朝鮮」籍就学者の割合の平均(=93.06%)を掛け、算出した。同時期の『在留外国人統計』における韓国・朝鮮籍者が占める割合よりも、就学者のそれはおよそ2～3ポイント高かったため、より正確な実数に迫るため、上記の算出方法を選択した。

註2: 朝鮮学校の就学者数に関しては、金徳龍(2004)を参照した。初級・中級・高級学校の就学者の合計である。ただし、47年に関しては、在日本朝鮮人連盟中央委員会「第四回定期全体大会活動報告書 第三部教育編」(1947年10月)、46頁を参照した。

註3: 朝鮮学校の学校数の典拠は以下の通り。1946年: 在日本朝鮮人連盟文化部「文化部活動報告書」(1946年10月1日)。1947年: 在日本朝鮮人連盟中央委員会「第四回定期全体大会活動報告書 第三部教育編」(1947年10月)。1948年: 在日本朝鮮人連盟中央委員会第五回全体大会準備委員会「朝連第五回全体大会提出活動報告書」(1948年)、28頁。校種別校数は不明である。1949年: 松下佳弘(2013)。1953年: 在日朝鮮人統一民主戦線中央委員会「第10回中央委員会の報告と決定書」(1953年5月30日)の「文教部面の活動報告とその結論及び当面の決定事項」。1954年: 在日本朝鮮人学校PTA全国連合会、在日朝鮮人教育者同盟「大会決定書」(1954年6月20日)、「朝鮮人学校学生数調査表 1954.4現在」。1955年: 在日本朝鮮人教育会、在日本朝鮮人教職員同盟「決定書」(1955年7月3日)、「朝鮮人学校学生数調査表 1955.4.1現在」。1950年、1951年に関しては統計を探せていないため、空白とした。1952年のデータは、金徳龍(2004)に記載があるが、筆者が入手した1953～55年のデータとの開きが大きいと判断し、空白とした。1956年以降に関しては、金徳龍(2004)、273頁を参照した。

註4: 韓国学校の就学者数に関しては、韓国の『교육통계연보』(教育統計年報)(年次)を参照した。但し、統計が1965年から始まっているため、それ以前の統計に関し、上図には反映されていない。また各韓国学校(全4校)の就学者数の記録と『教育統計年報』のそれとが合致しない場合も少なくない。韓国学校の就学者数に関しては精査を要するが、全ての韓国学校の設立から1972年までの就学者数を確認できなかったため、ここではあくまでも参考として『教育統計年報』上の就学者数を示している。

2. 朝鮮学校の法的地位の変遷

戦後日本に叢生した想定外の学校たる朝鮮学校を、政府はどのように把握し、学校教育体系に位置付けようとしてきたのか。国民の境界線と国家の境界線の引かれ方に注目しながら、朝鮮学校ないし外国人学校の法的地位が各種学校として固定化されるに至る過程を、三つの時期に分けて検証する。なお、図表3に朝鮮学校の法的地位に関わる文部省の通達とその概要（1947～1965年）をまとめた。

1) 不安定期——1945～49年

1945年8月以降、在日朝鮮人らは全国各地に国語講習所を開設する。当時広範な在日朝鮮人によって組織された民族団体である在日本朝鮮人連盟（略称「朝連」）を中心に、これらを組織化する形で1946年には全国各地に学校教育を行う教育施設としての朝鮮学校が設立されていった。在日朝鮮人インテリ青年たちによって作成された独自の教科書を用いて、朝鮮語を教授言語としながら——と言っても多くの子どもの第一言語は日本語であるからその習得を含めて、子どもたちを朝鮮人に育てるための教育が開始された。1947年当時のカリキュラムは、国語科（読法、作文、習字）、社会科（社会、地理、歴史）、理数科（算数（珠算）、理科）、芸術科（音楽、図工）、体育、実習、自由研究、日本語といった教科で構成されている（金徳龍 2004：50）。

1947年4月当時、文部省は「朝鮮人がその子弟を教育するため、小学校又は上級の学校もしくは各種学校を新設する場合に、府県はこれを認可して差支えない」という立場を示していた⁹。その理由としては、「朝鮮人児童についても、日本人の児童と同様、就学させる義務があるが、「義務就学を強制することの困難な事情が一方にあり得るから実情を考慮して適切に措置」すべしとされていた。すなわち、講和条約以前は朝鮮人も日本国籍を有していたため、法形式上は日本人同様一条校への就学義務が課されるが、それを強制することの困難な実情を考慮すること、またそれと関わって、朝鮮人設立の教育施設にも私立学校および各種学校としての認可を与えても構わないことが示された。つまりこの時点では、日本国籍を有するが朝鮮人である子どもたちの義務教育としての就学先は、一条校だけでなく、各種学校でも良いとされていたのであり、朝鮮語や朝鮮歴史といった民族教科を正課とする学校も一条校として認めうるとされていたのである。こうした措置は、講和条約以前の旧植民地出身者の法的地位が曖昧であったことに起因しており（日本国籍を有しながら外国人登録令によって外国人とみなされていた）、またそれら人々の教育機会の確保を行政が放棄する姿勢の表れとも解せるものであるが、在日朝鮮人の実情に即した対応として、注目すべきものである。

ところが、東西冷戦の本格化に伴い、共産主義教育を実施する教育機関として朝鮮学校を危険視し始めるGHQの立場に従い、文部省も47年4月段階の方針を反転させ、朝鮮学校への統制を強めていく。1948年1月には、朝鮮人も日本国籍を持つため一条校に就学せねばならず、学齢児童生徒の教育のための各種学校の設置が認められなくなった¹⁰。同時に、仮に朝鮮学校が私立学校の認可を得ても、民族教科は正課として行えない旨が示された。この通達に基づき3月から4月にかけて各府県教育当局は朝鮮人児童生徒の公立学校への転校を指示し、通達に応じない朝鮮学校に対しては学校教育法に基づき学校閉鎖命令等を発した。こうした措置に対する在日朝鮮人による抗議活動は、特に阪神地域において激化し、4月24日深夜、占領軍兵庫軍政部によって占領期唯一の非常事態宣言が発令される事態となった。また4月26日、大阪では抗議活動に参加していた金太一少年（16歳）が警官の発砲によって死亡

図表 3 朝鮮学校の法的地位に関わる文部省の通達とその概要（1947～1965年）

年月日	通達等の名称および概要
1947年 4月12日	<p>学校教育局長「朝鮮人児童の就学義務に関する件」(雑学第123号、東海北陸地方行政事務局長宛(同日付・同内容で都道府県教育課長宛にも通達))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「朝鮮人児童についても、日本人の児童と同様、就学させる義務があるが、「義務就学を強制することの困難な事情が一方にあり得るから実情を考慮して適切に措置されたい」。 ・「朝鮮人がその子弟を教育するため、小学校又は上級の学校もしくは各種学校を新設する場合に、府県はこれを認可して差支えない」。
1948年 1月24日	<p>学校教育局長「朝鮮人設立学校の取扱いについて」(管学5号、文部省大阪出張所長・都道府県知事宛)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「朝鮮人の子弟であつても、学齢に該当する者は、日本人同様、市町村立又は私立の小学校又は中学校に就学させなければならない。また私立の小学校又は中学校の設置は、学校教育法の定めるところによつて、都道府県監督庁(知事)の認可を受けなければならない」。私立学校では「朝鮮語の教育を課外に行うことは差支えない」。 ・「学齢児童又は学齢生徒の教育については、各種学校の設置は認められない」。
1948年 5月6日	<p>学校教育局長「朝鮮人学校に関する問題について」(発学200号、都道府県知事宛)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「私立学校として自主性が認められる範囲内において朝鮮人独自の教育を行うこと、すなわち「選択教科、自由研究及び課外の時間に…朝鮮人独自の教育を行うことができる」。 ・「小学校、中学校の設置主体は財団法人でなければならないが法人の設立認可申請書を一月内(但し特別の事情のある場合は二月内)に提出することを条件として、学校設置の認可をしても差支えない」。「校舎問題については実情に応じてできるだけ好意ある処置をお願いしたい」。 ・「義務教育を受けさせるかわら放課後又は休日等に朝鮮語等の教育を行うことを目的として設置された各種学校に在学させて朝鮮人独自の教育を受けさせることも差支えない。」
1949年 10月13日	<p>文部省管理局長、法務府特別審査局長「朝鮮人学校に対する措置について」(文管庶第69号)</p> <p>朝鮮学校の内、学校設置者が朝連関係者である学校は朝連解散を根拠に廃校とし、学校施設所有者が朝連関係者である学校の財産は接收。その他の学校には財団法人の改組または設置、あるいは各種学校の設置認可申請を命じたが、白頭学院(3校)を除き全て不許可。計362校(就学者約4万人)が閉鎖。</p>
1949年 11月1日	<p>文部事務次官「公立学校における朝鮮語等の取扱いについて」(文初庶第166号、都道府県知事・都道府県教育委員会宛)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「公立学校に收容した生徒児童のために余暇に朝鮮語、朝鮮の歴史等を教える私立の各種学校を今後別に認可を受けて設けることは差支えない」。 ・「收容すべき朝鮮人の児童生徒は、一級の学級に編入することが適当であるが、学力補充、その他やむを得ない事情があるときは、当分の間特別の学級又は分校を設けることも差支えない。なお、学区については、日本人児童、生徒と同様にすることが原則である。」
1949年 11月5日	<p>文部事務次官「朝鮮人私立各種学校の設置認可について」(文管庶第69号、都道府県知事・都道府県教育委員会宛)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「今回の朝鮮人学校に対する措置に関連して現存する朝鮮人学校を私立各種学校として設置認可申請をしてきた場合の取扱いについては、本年十月十三日附文管庶第六九号通達「朝鮮人学校に対する措置について」及びその措置細目に従い処置されたが、なお上記の諸点に留意されたい」。 ・「一、通達中の「措置要綱」及びその「措置細目」中の該当項目は、各種学校新設の場合の認可基準とすること」。 ・「二、旧朝連の財産(解散指定当時他人名義であつても、昭和二十年八月十五日以降旧朝連に属したことのある財産を含む)及び旧朝連の財産であるとうたがわれる施設を利用する各種学校はこれを認めないこと」。 ・「三、右の基準に適合して認可する場合においても、特に左記事項を確認又は誓約させること」。^①教育関係法令、監督庁の命令を遵守、^②監督庁の実地調査を拒否・妨害・忌避しない、^③旧朝連の主義主張の払拭、学校および関係団体が旧朝連の指導・支配下にある傾向の払拭、^④教員採用については教職員の除去および就職の禁止等に関する政令、団体等規正令に抵触しない。 ・「四、現存の朝鮮人学校で、すでに各種学校として認可を受けたもので、一及び二の基準に適合しないものは、その認可を取消し、基準に適合するものについては、さらに三の措置を講ずること」。
1949年 11月24日	<p>初等中等教育局長・管理局長「朝鮮人児童、生徒の公立学校受入れについて」(文庶第153号、和歌山県教育委員会教育長宛)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「分校は認めない方針である。しかし、日本人学校に收容することが不可能の場合(例えば特殊の地域に部落をつくり日本人学校に收容するには距離の関係等で不可能な場合)等には事情已むを得ざるものとして、当分の間認められる。」
1950年 3月14日	<p>文部次官「私立学校法の施行について」(文管庶第66号、都道府県知事宛)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「五、各種学校の認可基準について 各種学校の取扱いについては、昭和二十三年発学第八十一号の通達があり、従来この通達の趣旨が「一以上の教科若しくは技術又はこれら双方を教授する教育施設にして、二名以上の教員と二十名以上の生徒を有するもの」は、すべて各種学校として認可すべきものであると解されていた向もあるが、さうした要件に該当するものは、各種学校の教育を行うものとして認可を申請せしめるという点に重点があるのであつて、前期通達の基準に該当するものでもそれを認可するについては、目的、教育課程、教員の教養程度、資産等につき公認の学校として適当であるかどうかを審査しなければならない。その場合の認可基準については、各種学校の特異性にかんがみ、都道府県知事において、各種学校の実態に照して、法令の範囲内で、認可の裁量権に基く認可基準を設けることは差支えない」。 ・「十、朝鮮人学校及び朝鮮人学校の学校法人又は準学校法人について これらのものについて認可の申請があつて認可を行うについては、昭和二十四年十月の「朝鮮人学校に対する措置について」の通達等の趣旨にかんがみ、即時文部大臣に協議されたい」。

1950年 12月28日	<p>文部事務次官「学校を設置する財団法人の許可、認可及び承認等の権限委任等に伴う取扱について」(文管第430号、都道府県知事・都道府県教育委員会教育長宛)</p> <p>・「十二月二十日付文管第四百二十九号による依命通達により、各種学校等を設置する財団法人の許可、認可及び承認等の権限を、文部大臣から地方庁に委任する等の措置がとられましたので、その取扱については、次の事項に留意して取扱われたく通達します」。</p> <p>・「三、各種学校を設置する財団法人の設立許可の申請に対する審査並びに許可の手続き等 イ、設立許可の申請については、必要な申請書類が完備しているかどうかを調査して、それを整備せしめること。 ロ、設立許可申請の審査に当っては、その設置する各種学校が一定の基準に達し、それを設置する財団の資産が十分なものであるかどうかを慎重に調査して、粗漏のないようにすること。 ハ、設立許可について、重要な疑義のあるもの及び朝鮮人学校を設置する財団法人については文部大臣に協議すること。 ニ、各種学校を設置する財団法人の設立を許可したときは、次の事項を具して文部大臣に報告すること。1、名称 2、目的 3、設置する各種学校 4、事務所 5、設立許可の年月日 6、資産の総額 上記の事項に変更のあつたときは、その変更の都度文部大臣に報告すること。 ホ、各種学校の設置のみを目的とする財団法人の設立及び監督については、文部省規定の「法人に関する事務提要」に準じて事務処理に遺漏のないようにすること」。</p>
1951年 9月10日	<p>初等中等教育局長「朝鮮人学校の補助教材について」(文初第158号、都道府県知事・都道府県教育委員会宛)</p> <p>・「アカハタ」の同類紙である鮮文出版物「花のつぼみ」は…無期限発行停止処分」に付されたが、「本年五月ごろから全国各地の朝鮮人学校において補助教材として使用されている」。「朝鮮人学校に対する指導監督については、今後このようなことのないよう一層の御配慮をお願いします」。</p>
1965年 11月29日	<p>文部省管理局振興課長「朝鮮人学校の各種学校としての認可等について」(40管振第45号、関係都道府県総務部長宛)</p> <p>「いわゆる朝鮮人学校の取扱いについてはかねてこれを各種学校として認可することのないよう口頭でお伝えしていましたが、近く文部省の方針を文書をもって明らかにする見込ですので差し当りそれまでの間朝鮮人学校の設置を目的とする準学校法人の設置の認可はこれをさしひかえるようお願いします」。(以上全文)</p>
1965年 12月28日	<p>文部事務次官「朝鮮人のみを収容する教育施設の取扱いについて」(文管振第210号、都道府県知事・都道府県教育委員会宛)</p> <p>・「朝鮮人のみを収容する大部分の公立の小学校分校の実態は、教職員の任命・構成・教育課程の編成・実施・学校管理等において法令の規定に違反し、きわめて不正常的状態にあるため、「法令に違反する状態の是正その他学校教育の正常化について必要な措置を講ずる」、「学校教育の実態が改善され、正常化されると認められない場合には、これらの分校の存続について検討する」。</p> <p>・「朝鮮人のみを収容する公立の小学校または中学校およびこれらの学校の分校または、特別の学級は今後設置すべきではない」。</p> <p>・「朝鮮人としての民族性または国民性を涵養することを目的とする朝鮮人学校は、わが国の社会にとって、各種学校の地位を与える積極的意義を有するものとは認められないので、これを各種学校として認可すべきではないこと。また同様の理由により、この種の朝鮮人学校の設置を目的とする準学校法人の設立についても、これを認可すべきではない」。</p> <p>・「すでに学校教育法第一条の学校または各種学校として認可されている朝鮮人学校の取扱いについては検討を要する問題であるが、さしあたり、報告、届出等の義務の履行等法令を遵守した適正な運営がなされるよう留意するとともに実態の把握につとめること」。</p> <p>・「朝鮮人を含めて一般にわが国に在住する外国人をもつぱら収容する教育施設の取扱いについては、国際親善等の見地から、新しい制度を検討し、外国人学校の統一的取扱いをはかりたいと考えている」。</p>

典拠：近代日本教育制度史料編集委員会(1958)『近代日本教育制度史料26』大日本雄弁会講談社、現代日本教育制度史料編集委員会(1988)『現代日本教育制度史料28』東京法令出版、日本教育学会教育制度研究委員会・外国人学校制度研究小委員会「在日朝鮮人とその教育」資料集 第一集(1970年8月)。

している。

同年5月には朝鮮人代表と文部省との間で覚書が交わされ、事態はひとまず収拾する。覚書では、「私立学校として自主性が認められる範囲内において朝鮮人独自の教育を行うこと」、すなわち「選択教科、自由研究及び課外の時間に…朝鮮人独自の教育を行うことができる」ことが示されたが、一条校への就学が原則となり、各種学校としての朝鮮学校への就学は、「義務教育を受けさせるかたわら」ならば差支えないとされた¹¹。その後、1949年初頭まで、およそ3分の2にあたる232校が私立学校および各種学校の認可を取得している(松下2012:182-183)。

こうして朝鮮学校の法的地位は私立学校または各種学校に到着するかに見えたが、朝鮮民主主義人民共和国政府の樹立1年を目前に、事態は急変する。1949年9月8日、政府は団体等規正令(破壊活動防止法の前身)を朝連に適用し、これを強制解散、また役員の方職追放、財産接収措置を執った。そして10月13日、団体等規正令による朝連の解散を根拠に「朝鮮人学校に対する措置について」を都道府県に通達¹²、10月19日には都道府県当局が全国一斉に朝鮮学校に対し措置を通告する。朝鮮学校の内、学校設置者が朝連関係者である学校は朝連解散を根拠に廃校とし、学校施設所有者が朝連関係者である

学校の財産は接収された。また設置者・所有者ともに朝連関係者でないその他の学校に対しては、2週間以内に財団法人の改組または設置、あるいは各種学校の設置認可申請を命じた。こうして設置者・所有者が朝連関係者とみなされた朝鮮学校には即刻閉鎖措置が執られ（90校）、また2週間以内に文部省に対し法人設立申請をした学校も、大阪の白頭学院を除きすべて不認可となり、認可申請しなかった学校とともに、学校教育法に基づく閉鎖措置が執られた（272校）。こうして全国362校（就学者およそ4万人）の朝鮮学校が閉鎖されることになった。

このように当該期において、朝鮮学校の法的地位は1年ごとに変転する、極めて不安定なものであった。47年には各種学校である朝鮮学校を就学先とみなす方針が示されたが、48年には就学先は一条校に限定され、私立学校においても民族教科の実施に制限が課された。そして49年には法的地位の付与どころかすべての朝鮮学校が強制的に閉鎖されている。さらに学校閉鎖の後に成立した私立学校法の施行に際し、文部省は都道府県知事に対し、朝鮮学校による認可申請の際は「即時文部大臣に協議されたい」旨を通達し、知事判断による認可を与えないよう措置を講じている¹³。また各種学校認可に関しても、朝鮮学校に対してのみ高いハードルが設定された¹⁴。これはたとえ在日朝鮮人が朝鮮学校を再建しようとも、法的地位を与えない、すなわち公的保障を与えないという政府の立場を示していた。

在日朝鮮人は極めて形式的に運用された国民の境界線によって朝鮮学校への就学を否定され、その朝鮮学校は冷戦イデオロギーに基づいた国家の境界線によって閉鎖されたのであった。

2) 多元化・模索期——1950年～1960年代

続く1950年～1960年代は、朝鮮学校の法的地位が実態として多元化する時期であり、政府としては地方自治体との関係の中で、その処置を模索していた時期だと捉えられる。当該期の特徴は、①公立学校として運営される朝鮮学校（＝公立朝鮮学校）が閉鎖後の暫定的措置として設置されたこと、②再建または新設された朝鮮学校の内、各種学校の認可を取得する学校（つまり認可を与える府県）が出始める一方、政府がこれを否定する方針を、通達をもって示したこと、③学校教育法を一部改正し、「外国人学校」なる法的地位がつくられようとしたことの3点に整理できる。こうした動きの背景には、朝鮮学校には何らの認可も与えないとした政府方針に反する地方自治体の動きが影響している。順を追って見ていこう。

境界上の学校

閉鎖された朝鮮学校に通っていた子どもたちには、学区に従い公立学校に転入学するよう措置が執られた。しかし地域によっては、転入先学校の受け入れ態勢の不備や、朝鮮人受入れの拒否といった問題が、また何よりも閉鎖措置の撤回を求め、独自の教育の継続実施を要求する在日朝鮮人による激しい抵抗があり、文部省はやむを得ず、閉鎖した朝鮮学校の校舎と校地をそのまま用いて、これを公立学校の分校として暫定的に設置する方針を示すことになる¹⁵。

この方針を受け、例えば名古屋市では「当時名古屋市内には中学校一、小学校三、分校三あり、種々要望があったが、同月〔十一月〕二十一日、名古屋市教育委員会に於て、暫定的措置として教室不足のため収容上、旧第一、第二、第三朝連小学校校舎を借受け夫々該当学区小学校の分教場として使用」することが決定している¹⁶。

文部省は朝鮮人独自の教育を保障するために公立朝鮮学校の設置を認めていたわけではなかったが、

ともあれ、1都1府5県に計45校、公立朝鮮学校が開設されることになった。同校は、制度上は公立学校であるが、就学者は全員朝鮮人であり、日本人とともに朝鮮人も講師の身分で教鞭を執った。教授言語は日本語と朝鮮語が用いられ、朝鮮語や朝鮮歴史といった民族教科も正課同様に取り扱われていた。「当分の間」とされた公立朝鮮学校の廃止時期は地域によって様々で、都道府県別に見れば、大まかに岡山1950年、山口1953年、東京1955年、大阪1961年、神奈川・兵庫・愛知は1966年となる。

全朝鮮学校の強制的な閉鎖という暴力によって凶らずも誕生した公立朝鮮学校であるが、公費によって運営される公立の外国人学校は、日本教育史上類例を見ない。公立学校でありながら朝鮮学校でもあるという公立朝鮮学校は、正に境界上に位置した学校と言える。公立朝鮮学校に関しては、次節にて詳述する。

公益、国益による排除

一方、1950年代に入り、在日朝鮮人たちは朝鮮学校を再建・新設し始めた。多くの学校は無認可のまま独自の教育を行っていたが、各府県との交渉の中で、いくつかの学校が各種学校の認可を取得し始めた。京都朝鮮中学(1953.5.18)を皮切りに、神奈川、愛知、茨城、福岡等、50年代に限っても24校の朝鮮学校が、府県知事より認可を得ている。60年代に入っても認可は続いていった。

こうした各府県の動きに対し、文部省は全国主管部課長会議といった場で再三認可を与えない旨を口頭で伝えていたが、政治問題化を避けるため、通達による明確な指導は控えていた¹⁷。そして日韓条約と法的地位協定が締結された1965年、日韓会談における両政府の合意を踏まえ、12月28日に通達「朝鮮人のみを収容する教育施設の取扱いについて」を発する¹⁸。この12.28通達では、「朝鮮人としての民族性または国民性を涵養することを目的とする朝鮮人学校は、わが国の社会にとって、各種学校の地位を与える積極的意義を有するものとは認められないので、これを各種学校として認可すべきではないこと」が下達された。

同通達は、「〔朝鮮学校の〕各種学校の認可に当っては、公益性、公共性の有無を重視する」¹⁹と各府県に指導していた文部省の意向との連続性の中で解されるべきものである。すなわちここで文部省は、朝鮮人育成を目的とした朝鮮学校には、公益性・公共性がないため、各種学校の認可を与えてはならないとしているのである。文部省が判断した公益性・公共性の有無によって、朝鮮学校は、「日本の学校」としての最低限の保障からも除かれようとしていたのであった。

それでは朝鮮学校を無認可のまま放置しておくのかということ、そうでもない。政府の意向はあくまでも、No Support and No Controlではなく、No Support but Controlであったためだ。そのため12.28通達の末尾には以下のような一文がある。「朝鮮人を含めて一般にわが国に在住する外国人をもつぱら収容する教育施設の取扱いについては、国際親善等の見地から、新しい制度を検討し、外国人学校の統一的取扱いをはかりたいと考えている」。こうして登場したのが、学校教育法上に「外国人学校」という新たな法的地位をつくる、いわゆる「外国人学校法案」である。

自民党政調会文教調査会に設置された外人教育小委員会による「外国人学校制度」の最終要綱(1966年3月)をもとに文部省が作成した同法案は、1966年5月13日の閣議決定以降、1972年まで繰り返し国会に提出されることになる。1966年の法律案では²⁰、「もつぱら外国人(日本の国籍を有しない者をいう)を対象として、…組織的な教育を行う施設」を外国人学校と定め、「わが国に居住する外国人に対する組織的な教育活動が、国際的な友好親善関係の増進に役立つとともに、その自主的な教育がわが

国の利益と調和を保ちつつ発展することができるようにする」ことが制度の目的に謳われていた。しかし一方で、「外国人学校においては、わが国若しくはわが国民に対する誤った判断を植えつけて相互不信の念を起こさせわが国の国際的な友好親善関係を著しく阻害し、又はわが国の憲法上の機関が決定した施策若しくはその実施をことさらに非難する教育その他わが国の利益を害すると認められる教育を行ってはならない」とされ、日本の国益を害する教育を禁止する規定が盛り込まれていた。さらに、従来のように都道府県知事ではなく、文部大臣がこれを監督し、立ち入り調査、教育中止命令、学校閉鎖命令を行う権限を付与するとされた。

当時自民党が作成した小冊子『外国人学校制度に正しい理解を』では、「外国人として自主的な教育を行なう外国人学校が、国家によって公認されまた保護される制度ができるということ自体が一つの大きな優遇措置」であり、諸外国に比しても「外国人の教育に対し…すすんだ取扱いをするもの」であると説明されている（マキ―2013）。しかしその本来の目的が、国益を基準に外国人学校を寸断し、そのうえで朝鮮学校の統制を意図していたことは明らかであり、同時代的にも多くの批判があった。外国人学校法案は、結局 1972 年に廃案となり、その構想が実現することはなかった。しかし、ここでも朝鮮学校は、国益という指標によって、公的保障から除かれようとしていたのであった。

3) 一元化・固定化期——1970 年代以降

このように、公立朝鮮学校の存続、各種学校認可を与えない政府方針と地方自治体との対立、外国人学校法案の登場と、1950～60 年代にかけて朝鮮学校の法的地位の問題は、実に複雑な様相を呈した。しかし実際には、1966 年までに公立朝鮮学校はすべて廃止され、外国人学校法案も廃案、また文部省の意向に反した各府県による朝鮮学校の認可や専修学校制度の創設によって、朝鮮学校もとい外国人学校の法的地位は各種学校に一元化されていく。そしてその法的地位は、今日に至るまで変わっていない。

高度成長期、各種学校が量的にも拡大し、次第に職業教育機関としての役割を担うようになっていく中で、政府は各種学校のうち職業教育および技術教育を行う学校を取り出し、これを専修学校と定め、従来の「一条校―各種学校」という学校体系を「一条校―専修学校―各種学校」に改める構想を検討し始める（韓 1996）。各種学校全体の地位向上を求める各種学校経営者団体側の意見も取り入れながら、各種学校制度改善の準備が進み、ついに専修学校を設置する法律案が提出されたのが 1966 年のことである。そう、正に先述の 1966 年に閣議決定された「学校教育法の一部を改正する法律案」中に、専修学校と外国人学校という新たな学校は、同時に登場するのである。すなわち政府は既存の各種学校を、設置する課程によって序列化された専修学校と各種学校、および外国人を専ら対象とする外国人学校とに再編する構想を持っていたのである（「一条校―専修学校―各種学校／外国人学校」）。周縁の学校である各種学校を、さらに階層化する試みであったと言える。

もっとも専修学校法案は、外国人学校法案と抱合せた学校教育法改正案として提出されたため、容易に成立しなかった。1972 年に外国人学校制度創設の文言が消え（外国人学校は引き続き各種学校として存続）、専修学校法案は単独法として提出され、同年 6 月 16 日に初めて衆議院を通過し、1975 年に専修学校法が成立することになる。ただし専修学校の設置基準には「我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く」という一文があり、他の各種学校と異なり、各種学校としての外国人学校は専修学校に「昇格」できないことが定められていた。これにより外国人学校が得られる最高の法的地位は各種学校に一元化・固定化されることになった。

一方、文部省によって各種学校の認可を与えてはならないとされた朝鮮学校であったが、むしろ 12.28 通達以降、各種学校の認可は進んでいる。通達以前は 37 校が認可を得ていたが、1966 年には 32 校、67 年には 20 校が新たに認可を得た。中でも 1968 年 4 月、美濃部革新都政による朝鮮大学校の認可は、時の劔本文相が都知事の認可権を取り上げるとしたり、認可後都の私立学校審議会会長が辞任する等、国内でも大きな波紋を呼んだばかりでなく、外国人学校制度をとおした朝鮮学校の統制を求めている韓国政府からも抗議がなされ、駐韓日本大使が退く等、国際問題ともなった。

在日朝鮮人による地方自治体との絶え間ない交渉や、理解促進のための地域住民への働きかけはもとより、教育者や教育学者、大学人に止まらない各界各層の多くの日本人による支援と運動が、12.28 通達を実質的に空文化させ、朝鮮学校の各種学校認可を実現させたと言える。その後 1975 年までに、すべての朝鮮学校が認可を取得することとなった。

4) 外国人の人権の不在

以上、本節で見てきた朝鮮学校の法的地位の変遷を、誤解を恐れず概略的に整理すると図表 4 のようになる。

図表 4 朝鮮学校の法的地位の変遷概略図

		義務教育関連		朝鮮学校の法的地位			
		朝鮮人は義務教育の対象か	朝鮮人の就学先	公立	私立	各種	無認可
不安定期	47年	○	制限なし	×	○	○	○
	48、49年	○	一条校				
多元化・模索期	52年	×	関与せず	○	閉鎖		閉鎖
	65年	△ (希望する場合、日本人と同様に扱う)		×			○
一元化・固定化期	75年				○	外国人学校	専修

植民地支配からの解放以降、在日朝鮮人たちは学校方式による独自の教育の実施と、その公的保障を求めている。しかし政府は 47 年に一時、その実施を消極的に容認したほかは、一貫して否定的な立場をとり続けた。特に 48 年以降の朝鮮学校政策には、全国一斉の強制的な閉鎖措置に示されるように、

徹底した反共主義が貫かれている。

学校閉鎖の際には、朝鮮人は講和条約発効までは日本国籍を有するため就学の義務があり、その就学先は一条校でなければならず、それが遵守されていないという、理屈付けがなされた。政府は、国民の境界線を用いて在日朝鮮人を朝鮮学校から引きはがし、朝鮮学校を閉鎖した後、今度はサンフランシスコ講和条約発効を機に、国民の境界線を逆向きに駆動させ、日本国籍を喪失した朝鮮人には就学義務はないとし、教育機会を公的に保障すべき対象から朝鮮人を取り除いたのであった。

そして閉鎖後の朝鮮学校に対しては、日本社会にとって公益性・公共性を有さないため、各種学校の法的地位を与えるべきでないという立場を示すとともに、外国人学校法案において、政府の政策を批判したり政府見解に反する教育、国益を害するとみなされる教育を行ってはならないとし、保護の対象から朝鮮学校を排除しようとした。

改めて確認するならば、朝鮮学校が公的保障から排除されたのは、①政治的・外交的に対立する朝鮮民主主義人民共和国と関わりのある学校であるため（国家の境界線）、②朝鮮人を育成するための教育に公益性がないとされたため（国民の境界線）、であったと言える。実態としては、①なので②が調達・動員されたともとれる。②は、教育を受ける主体（人）の問題と教育内容の問題とからなっており、日本国籍を有さない外国人の教育への権利を公的に保障する必要はなく、そのため外国人の育成を目的とする外国人学校の教育にも公益性が認められないという理屈である。国家の境界線と国民の境界線が重なり合うことによって、朝鮮学校を、公的に保障すべき学校から排除する「公」の境界線が立ち上がっていたのであった。

以上のような一連の朝鮮学校に対する措置は、明らかに政治的・外交的意図に基づくものであり、そこに教育の機会均等や教育権、学習権といった教育の論理は機能していない。それは端的に、日本国民とは異なり、外国人の人権は保護すべきとされていないためである。1946年2月につくられたいわゆるマッカーサー憲法草案では「すべての自然人（all natural persons）は、法の前に平等である」（13条）、「外国人は法の平等な保護を受ける」（16条）という条項が含まれていたが、制定された日本国憲法は「すべて国民は、法の下に平等であって」（14条）となり、さらに外国人平等条項は削除された（古関 2009）。また憲法施行前日の47年5月2日に発せられた最後の勅令である外国人登録令（勅令第207号）は、旧植民地出身者は日本国籍を有するが外国人とみなすと規定し（11条）、憲法が保障する権利の枠から台湾人、朝鮮人は排除された。

外国人を守る人権のシールドが実定法上機能していないゆえに、外国人の処遇は、政治的・外交的な影響を直接的に受けることになる。外国人学校の法的地位も同様である。朝鮮学校に対する——今日の感覚からするとにわかには信じがたい——抑圧的・暴力的な様々な措置が、日本国憲法、教育基本法、学校教育法の秩序のもと、合法的に執行されたものであることは、何度でも強調されて良い。

政府によって引かれた境界線を引き直すために、在日朝鮮人たちは「朝鮮学校の教育は日朝両国の架け橋になる次世代を育てる」と、その公益性を主張したり、政治的・外交的問題と教育への権利は別問題だと主張した。また、植民地支配の歴史的経緯を踏まえ、在日朝鮮人の教育は道義的にも公的に保障されるべきものだと訴えた。しかしこれらの主張が政府に認められることはなかった。政府にとって朝鮮学校は、公教育とは認められないものだったのである。

だがこうしたナショナルなレベルで引かれた公教育の境界線と、ローカルなレベルでのそれは一致していたと言えるのだろうか。政府方針に反した地方自治体による各種学校認可一つを取っても、必ずし

もそうではなかったことが分かる。次節では、ナショナルなレベルとローカルなレベルでの公教育の境界線の違いと関係を探るため、公立朝鮮学校に注目することにしたい。

3. 公立朝鮮学校の教育実践——境界における邂逅

公立朝鮮学校は、日本社会から朝鮮学校をすべて消滅させるという大計画の中、意図せぬ形で誕生した学校である。

設置主体である教育委員会は「〇〇市立△△小学校分校」という校名を用いたが、朝鮮人たちはこの学校を朝鮮学校と呼んだ。そこには朝鮮人児童生徒しか通っていないし、朝鮮人教師もいる。言わずもがな、このような学校は公立学校として想定されていないし、前例などあるはずもない。それでも、公立朝鮮学校に関わる人々は、この生まれたばかりの学校を学校として運営しなければならないし、授業や学校行事等を行っていかなければならない。図表 5 に例として、名古屋市内に設置された 3 つの公立朝鮮学校の大まかな様子を整理した。校名、学区、教員構成、カリキュラム、いずれにおいても一般的な公立学校とは大きく異なることが分かるだろう。

境界線は何かと何かの分かれ目であると同時に、それらが接する地点でもあり、両者を関係づけるものでもある。公立学校でありながら、朝鮮学校でもある公立朝鮮学校。この境界上に位置した学校を介した人々の邂逅と実践は、公立学校ひいては公教育とは何たるかを問う様々な契機を内に含むものであった。

1) 子どものために——日朝両教師の協同的实践

1954 年、名古屋市立牧野小学校分教場（在日朝鮮人らは愛知朝鮮第一初級学校と呼んだが、以下他の公立朝鮮学校を含め、便宜上、行政上の名称を用いる）の日本人教師および朝鮮人教師たちは、自身らの実践を取めた冊子『私たちの歩み』（全 264 頁）を上梓する²¹。ここで分教場主任である太田真行は、4 年間の実践を振り返った「結論」として、以下のように記している²²。少々長いが、引用する。

分教場は純粹に朝鮮人だけの学校というのでもなければ、それかといって、勿論日本人の学校でもない。それは形式の上からは市の経営である。その必然の現れとして、日本人教師が存在するが、同時に朝鮮人子弟の学校であるから朝鮮人教師も講師として存在し、その人々も市からの俸給を受けている。事情かくの如くである以上、日本人教師もお互いに、この学校を唯「自分たちだけの学校だ」と考えることは誤りだと云わねばならぬ。

そうしていれば縄張り争いに落入らないで、ひたすらここに学ぶ、いたけない子らのために、お互いに持ちつ持たれつ協力して、子らのために尽くすという考えでなければならぬということが根本であろう。

であるからもしも「この学校は朝鮮人の作った学校で、朝鮮人子弟を容れているのだから、授業中は勿論のこと、掃除や運動場などの場合も全部朝鮮語を使うのが当然だ」とか、或は「金だけは市から貰っておいで、その内容は朝鮮人学校にすればよい」とかいう考えをもつ人があったとしたら、それでは日本人教師としては、納得のゆきかねることとなり、そこからして、日鮮教師間が割れていって、真の教育は出来ないこととなるだろう。

図表 5 名古屋市内の公立朝鮮学校の様子

校名	<ul style="list-style-type: none"> ・開校式の日、「名古屋私立牧野小学校分教場」の門札が、どうしてもかけられなかった。(a)22頁 ・1960年代、牧野小学校分教場の門札は「愛知朝鮮第一初級学校」であった。(b) ・「校門には愛知朝鮮第二初級学校の表札が掲げられ、スクールバスにもこれ見よがしの大きな文字で朝鮮学校名が書かれていたのである」。(d)89頁 ・在日朝鮮人は「中村朝鮮小学校」、「千種小学校」、「第二初級学校」、「港朝鮮小学校」といった呼称を用いた。(『解放新聞』等) 	
校区	<p>牧野小学校分教場の場合、牧野小学校の学区内に住むものもいたが(e)、「市内に四校しかない朝鮮人小学校だから非常に遠方から来る者」(a)、109頁)、すなわち「名鉄電車では、知多郡横須賀町から、或は山王から、乗生から、徒歩では亀島、則武と、郊外から連区外から通学」していた子どもも多かった。(a)130頁</p>	
教員	構成	<ul style="list-style-type: none"> ・1949年 牧野分教場(日7:朝3)、大和分教場(日6:朝2)、西築地分教場(日4:朝2) (a)20頁 ・1954年 名古屋市立朝鮮学校全体(日19:朝13)(h) ・1960年 牧野分教場(日7:朝11)(b) ・朝鮮人は2~3名が講師として採用。その他の講師の給料は、朝鮮人教育会が賄っていた。(c) ・担任は日本人と朝鮮人が1人ずつ。実質的には講師である朝鮮人が担任であった。(b)、(c) ・校長、分教場主任は日本人。朝鮮学校の責任者を「校長」と呼んでいた。(b)、(c) ・「校長室は朝鮮人校長が占めていた」。(d)89頁
	日本人教員たち	<ul style="list-style-type: none"> ・1952年度の牧野小学校分教場の日本人教員は、全員が転任希望を提出した。(a)53頁 ・「[大和小学校分教場の]日本人教師のプロとしての仕事ぶりは、児童の母親(オモニ)たちもよく知っていて、授業参観日には、日本人教師に相談するオモニたちもけっこういたようである」。(d)90頁 ・大和小学校分教場の日本人教員は日朝協会の活動に関わっている者が少なくなく、「朝鮮人」としての教育に協力的な人が多かった。(c) ・担当学級の担任用の机に、わざと菊の花を飾ってくる教員もいた。(b) ・1960年代中盤には授業もなく、暇を持て余していた。定時にはみな帰宅していた。(b)
	教員間の関係	<ul style="list-style-type: none"> ・「大和小学校分校(愛知朝鮮第二初級学校)の教職員室には朝鮮人と日本人の教師が向い合せの位置に二列の机を並べていた」。(d)89頁、(b)でも同様の話。 ・職員朝礼では、日本人教員が「おはようございます」、朝鮮人教員が「アンニョンハシムカ」とあいさつした。(b) ・朝鮮人と仲の良い先生も一人いたが、他の先生とは決して親しくなかった。(b) ・「私[金宗鎮]は大和小学校分教場の三年間に、日本人教師の友人をつくることが出来なかった。残念である」。(d)90頁
	教員たちの組織	<ul style="list-style-type: none"> ・朝鮮人教員は、在日本朝鮮人教職員同盟(教職同)に所属していた。(b) ・教職同が組織する教研大会にて、実践の経験を発表している。(l)
授業	教科書	<ul style="list-style-type: none"> ・他の朝鮮学校と同様、学友書房出版の朝鮮語の教科書を用いた。(b)、(d)89頁。 ・日本語、算数、理科は日本の出版社が出している教科書を用いた。(b) (当時自主朝鮮学校でも、日本語教科書は日本の出版社のものが用いられている。(f))
	民族教科の授業時数	<ul style="list-style-type: none"> ・1950年3月、牧野小学校分教場では、1~6年生で総じて62時間(g) ・1954年全ての学校で1~6年生まで朝鮮国語を週4~5時間、4~6年生まで朝鮮歴史および地理を週2~4時間行っている(h)
	朝・日教員の担当科目	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語、算数、理科は日本人教員が担当し、その他は朝鮮人教員が担当した。(b) ・日本人教員の方が日本語の授業は上手だった。(c)
学校行事	卒業式	<ul style="list-style-type: none"> ・「[1950年]3月15日朝鮮学校卒業式、17日牧野小学校分教場の卒業式としたが、[後者においては]日本人教師の目の前で卒業証書を破り捨てた子どももあった」(a)22頁 ・上記3月15日の卒業式は朝鮮学校にとっては第4回卒業式であり、卒業生26名であった(i)
	学芸会	<ul style="list-style-type: none"> ・朝鮮語の演目のみであった。(b) ・日本人教員は演目の指導ができないため、必要な小道具を時間をかけて丁寧に作った(b)。
	運動会	<ul style="list-style-type: none"> ・1950年代初頭には、県内朝鮮学校合同の運動会が行われていた。また、ここに日本の学校の子どもたちも招聘していた。(j) ・運動会の冒頭には、朝鮮民主主義人民共和国の国旗掲揚式があった。(k) ・紅白ではなく、朝鮮式に紅青だった。日本人の教員たちも参加していた。(b)
本校との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・本校との関係はほとんどなく、校長が分教場に来るのは、年に1.2回程度であった。(b)、(c) ・予防接種の際、子どもたちを連れて本校に行ったが、本校児童がバケツで水をかけてきた。裴永愛氏は校長室に押し掛け、事実を伝え、謝罪を求めた。その後、予防接種は分校で行われるようになった。(b) 	

図表は、呉(2017)より転載。

各項目の典拠は以下のとおり。

- (a) : 名古屋市牧野小学校分教場『私たちの歩み』(1954年2月)
- (b) : 裴永愛氏への聞き取り。2016年7月12日実施。
- (c) : 金宗鎮氏への聞き取り。2016年8月4日実施。
- (d) : 金宗鎮(2009)『故郷はどこ 幸せはどこ——ある在日朝鮮人二世の半生』これから出版
- (e) : 名古屋市私立牧野小学校PTA会長伊藤善清発、名古屋市会議長横井恒治郎宛「校舎増築に関する陳情書」(陳情第127号、1950年7月18日)
- (f) : 在日本朝鮮人総連合会中央常任委員会「教科書使用に関する解説——主に中高級学校に関して——」(1956年3月2日)、および在日本朝鮮人総連合会中央常任委員会教育部「各級学校用日本語教科書の取り扱いについて」(1963年4月27日)。
- (g) : 「民族科目週62時間開取 愛知」『解放新聞』1950年3月23日付
- (h) : 名古屋市議会事務局長発、東京都議会議員局長宛「公立朝鮮人学校について」(収市会第三三一号の一、1954年4月30日)
- (i) : 「中村小学校卒業式」『解放新聞』1950年3月23日付
- (j) : 「美しい朝日親善 六百児童が参加 「名古屋」」『解放新聞』1952年11月5日付
- (k) : 「各地で運動会開き 10.19に記念闘争」『解放新聞』1953年10月29日付
- (l) : 「互相経験を交流し——民族教育の質的提高到に確信」『朝鮮民報』1957年7月9日付、および『民族教育——在日本朝鮮人学校 第1回教研報告集』(1958年5月15日発行)

それかといって教科を普通の日本人学校と同一視して朝鮮の教科目を減したり、或は又朝鮮人の先生のいることを邪魔に感じて普通の日本人学校と同じようにしたい人は、さっさと日本人学校に行くがよいと言いたい。同様に朝鮮人の教師も、もしこの分教場の運営を純粋な朝鮮人経営の学校としたいというなら残念ながら、その人は私立の朝鮮人学校に転任して頂く外ないと思う。この分教場の成立なり、構成の事情を考慮して日本人の教師も朝鮮人の教師もともに、子供たちのために、お互いの民族的我見を殺し合うことによって、始めて、真の教育が出来ると思うのである。

同校に限らず、開設初期の公立朝鮮学校では、日本人教師に対する子どもたちの反発が盛んであった。子どもたちは市から支給されたノートの受け取りを拒否し、卒業証書を破り捨てた。漢字で書かれた自身らの名前を日本語読みで呼ぶ教師を無視し、朝鮮語による授業および民族教科の実施、また朝鮮人教師の増員を求めた。子どもたちはこうした行動によって、閉鎖以前の自主的な教育の回復を目指すとともに、自身らの学校を奪った権力に抵抗する意を表明していたのであり、その矛先は地方行政のみならず、学校にいる日本人教師にも向かった。子どもたちの反発に耐え切れず学校を離れる教師も少なくなかった。

こうした中、名古屋市立牧野小学校分教場の日本人教師たちは、まずは子どもたちと生活的な関わりを持つこと、具体的には洗髪する、爪を切る、取れかけた服のボタンを繕うといったことに注力する。子どもたちを朝鮮名で呼び、あいさつをはじめとした簡単な朝鮮語を覚え、積極的に使っていった。児童とともに運動場の整地や下駄箱、本棚の修繕、花壇の整備、放送室の作成等、同校で「作業」と呼ばれる活動に取り組む中で、児童との信頼関係を次第に築いていった。政治的見解が対立することもあったが、朝鮮人教師とも、時に酒杯を交わしながら、関係を深めていった。

太田の「結論」は、こうした様々な試行錯誤、様々な取り組みを行った実践者としての言であり、マージナルな学校としての公立朝鮮学校の性格を的確に捉えていると言える。学校空間で使用する言語や教科の編成、また教員の構成一つにしても、「普通の日本人学校」と同様にするわけにはいかず、かと言って「私立の朝鮮人学校」と同じにもできない。学校閉鎖により設置されたという経緯や公費の支出なども絡む中、公立学校としての朝鮮学校の教育をどのように行っていくべきかという問いへの回答は、すぐさま導き出せるものではなかった。

ここで注目したいのは、太田が自身らの教育実践を支えるロジックとして「ひたすらここに学ぶ、いたけない子らのために…尽くすという考え」を見出していることである。どのような教育を行うのが妥当であるかという判断はひとまず留保し、何よりもまず、教師として、目の前にいる子どもたちを、教育すべき対象として捉える。ここを出発点として、「日本人の教師も朝鮮人の教師もともに、子供たちのために、お互いの民族的我見を殺し合」い、協力する。そうしてこそ、公立の朝鮮学校において、初めて「真の教育」ができる。太田の言う「真の教育」は、同校の実践に関わっていた森信三に影響を受けたものと考えられるが、ここでは踏み込まない。重要なのは、「子供たちのために」を起点として教育に臨む太田のスタンスからは、これまで見てきたような政治的・外交的論理に基づく国家の境界線はもちろぬ、国民の境界線の作動を見出せないということである。日本人教師たちは、朝鮮人の子どもたちを、純粋に「子ども」と捉えることによって、自身ら公立学校の教師が教育すべき対象としていたのである。そこには、日本国籍を持たない朝鮮人の子どもは義務教育の対象ではないといった論理は働いていない。

こうした日本人教師の公立朝鮮学校での教育への関わり方は、特に長期間存続した他の学校でも観察

されるものである。尼崎市立武庫小学校守部分校の朝鮮人講師代表である金碩伯は、同校の実践記録が収められた分校雑誌『接点』において、以下のように述べている（尼崎市教育委員会編 1974：297）。

「分校教育の実態や弊害を、教育理念の形式的な平面的論理で理解しようとするのは極めて危険である。分校という特殊な形態のなかで日朝両教師は、民族的立場こそ異なっている、「子どものために」という共通のねがいから、善意と理解と相互協調で最善をつくしてきた」。

これらの事実を、実践レベルでの些末なこととして、あるいは一部でのこととして一蹴するのは適当ではない。存在が矛盾的とも言える公立朝鮮学校は、常に日本社会からの厳しい視線に晒されていた。特にサンフランシスコ講和条約発効以降、『読売新聞』は国民の血税が朝鮮人の教育に使われていると繰り返し世論に訴え続け、その実態を「暴露」してみせた²³。実際、岡山、山口、東京では、公立学校にも拘わらず、その実態が閉鎖以前の朝鮮学校と同様であることや、教育内容や教員編成が公立学校の範疇を逸脱していることが問題視され、公立朝鮮学校は 50 年代前半に廃止されている。学校現場のレベルにも、国家の境界線と国民の境界線は、確実に影響を及ぼしていたのである。学校教育を行っていく上での基本とも捉えうる「子どものために」という出発点は、内部にも外部にも緊張関係を有する公立朝鮮学校の教師たちが、学校を存続させ、教育を継続していくために見出した、凡庸であるが故に揺るぎない、拠って立つ共通の土台であったと考えられる。

そして、子どもたちのための誠実な取り組みであったからこそ、朝鮮人教師や保護者、子どもたちも、日本人教師に信頼を寄せた。名古屋市立大和小学校分教場に勤めていた朝鮮人教師は、「日本人教師のプロとしての仕事ぶりは、児童の母親（オモニ）たちもよく知っていて、授業参観日には、日本人教師に相談するオモニたちもけっこういたようである」と述懐している（金宗鎮 2009：90）。明石市立林小学校船上分校に通っていた女性は、「働いていた日本人の年配の先生がとても優しくて授業もうまく、大好きだった」と当時を振り返り語ってくれた。

すべての公立朝鮮学校がこうした状況であったとも、またすべての日本人教師がこのような立場であったとも言えない。そのうえでなお、「子どものために」を共通の土台とした、日朝両教師の協同的实践が存在したことは、確かな事実である。そのような公立朝鮮学校の日本人教師にとって、公立朝鮮学校に通う子どもたちは、間違いなく公教育の対象であった。ナショナルに引かれた公教育の境界線は、公立朝鮮学校という場においては、その姿が明瞭なものではなくなっていたのである。

2) 地域社会との関係性の構築

公立朝鮮学校の教育は、一般的な公立学校としては極めて特殊なものであった。多くの学校では、次第に民族教科の授業時数および朝鮮語で行われる科目が増え、それに伴い、朝鮮人教師の数も増加していった。その内、県費負担によって採用される朝鮮人講師は 2～3 名で、残りは PTA にあたる朝鮮人教育会が採用する場合が多かった。1 つの学級に日本人と朝鮮人、2 人の担任がつき、学級運営がなされた。60 年代には、朝鮮人教師の数が日本人教師の数を上回り始め、学校による違いはあるが、基本的には、日本語、算数、理科以外の科目は朝鮮人教師が担当していた。教員編成や民族教科の授業時数等、学校関係者間での協議、交渉、合意を繰り返しながら、公立朝鮮学校の教育は手探りの中でつくられていった。

行政においても、公立学校の枠組みを超えて運営される公立朝鮮学校の実態を関知していないわけではなかった。と言うよりも、そもそも開設の段階から、授業等が一般の公立学校とは異なる状況になる

ことは十分想定されていたようである。公立朝鮮学校の開設に際して、兵庫県知事と朝鮮人代表との間で取り交わされた覚書では、「三、授業について」において、「授業は朝鮮国語・朝鮮歴史・朝鮮地理を課外として実施するも正課同様に実施すること」とある²⁴。民族教科は公立学校の正課とは認められないが、放課後等ではなく正課同様に時間割に組み込んで実施すると、合意を見ていた。文部省は、「小学校においては、学習指導要領において教科が限定されているから、外国語として朝鮮語、朝鮮歴史等を教えることはできない」としていたが²⁵、学校現場では朝鮮人側の民族教科実施要求を飲んだ形で授業が実施されていたのである。名古屋市も、都議会からの「民族教育を採用しているか」という照会に対し、「課外授業として一年生より六年生まで朝鮮国語、週四時―五時間、四年生より六年生まで朝鮮歴史、地理、週二時間―四時間を行っている」と回答しているが²⁶、実態として、民族教科は正課の時間に実施されていた。

地方行政や教育委員会によって公立朝鮮学校の「逸脱」が、容認あるいは黙認されていたのは、在日朝鮮人ないし公立朝鮮学校と行政との間に、一定程度の関係性が築かれていたためであったと考えられる。文部省からのプレッシャーに加え、地域社会からの側からもその存在を疑問視したり否定する声がいっしょに起こるとも知れない状況の中、公立朝鮮学校側は、自らその存続に関する社会的合意を調達する必要がある。学校関係者や朝鮮人教育会をはじめとする民族団体の職員たちは県知事、市長、市議会議員、教育委員会等を訪ね、在日朝鮮人の厳しい生活状況や朝鮮人教育の必要性を繰り返し訴え、教職員大会や種々の学校行事に、それら人々を招待している。また近隣の公立学校の教師たちを招いて、公立朝鮮学校の現状と教育実践を紹介する報告集会を開いたり、「日朝親善」をスローガンにした日本学校との交流運動会も開催した。このような取り組みをとおして、少なくとも、公立朝鮮学校の存在を否定したり、廃止を強要するには至らない地域との関係性が築かれていった。そのことによって、ナショナルに引かれた公教育の境界線が、地域レベルで駆動することが食い止められていたと考えられる。

3) 公立学校の「正常化」

公立朝鮮学校に対する評価は、同時代の在日朝鮮人内部でも定まっていなかった。日本語での授業が行われていたり、政治的立場を異にする日本人教師がいる以上、公立朝鮮学校では私立朝鮮学校のような「徹底した民族教育」が実施できないと批判する立場もあれば、ある程度の制限があるとは言え、朝鮮人の子どもたちのための教育を公費によって保障できることを是とする立場もあった。

一方、50年代には朝鮮民主主義人民共和国からの教育費送付（1957年～）、また「帰国」が可能となり（1959年～）、公立私立を問わず、朝鮮学校の就学者数は倍増し、学校経営は相対的ではあるものの安定化する。そのような中で公立形態を脱し私立各種学校の認可を得て、自主的な教育を行おうという「自主化」を目指す声は一層強くなっていった。1950年代の岡山や東京のように、行政からの圧力によって廃止されるのではなく、1960年代には、在日朝鮮人内部の要求によって、公立朝鮮学校の自主化が目指されたのである。実際、大阪唯一の公立朝鮮学校である大阪市立西今里中学校は、1961年8月に廃止され、同時に大阪府より各種学校の認可を得ている。神奈川、愛知、兵庫の公立朝鮮学校内部には、公立形態を継続していこうという声もあったが、全国的な方針の中、これらの地域でも64～65年頃にかけて、自主化に向けた気運が高まっていった。

公立朝鮮学校を、私立朝鮮学校を設置する朝鮮学園に移管するための県、市、朝鮮学園の交渉が続けられる中、文部省は通達「朝鮮人のみを収容する教育施設の取扱いについて」（1965.12.28）を發した。

同通達は、先述した朝鮮学校に各種学校認可を与えてはならない旨と、「朝鮮人のみを収容する公立小学校分校の取扱いについて」という内容によって構成されている。ここで公立朝鮮学校は、「教職員の任命・構成・教育課程の編成・実施・学校管理等において法令の規定に違反し、きわめて不正常的な状態であると認められる」ため、「学校教育の正常化について必要な措置を講じ、「正常化されると認められない場合には、これらの分校の存続について検討すること」、また公立朝鮮学校を「今後設置すべきではないこと」が、示された。

公立学校でありながら朝鮮学校でもあるという特殊な位置づけのなかで、学校に関わる朝鮮人と日本人が試行錯誤しながらつくりあげていった公立朝鮮学校の教育のあり様は、公立学校としては「きわめて不正常的な状態」であり、「法令の規定に違反」するものとみなされた。日韓会談での交渉を踏まえた12.28通達は、国家の境界線を反映し、朝鮮人のための公立学校は「不正常的」であり、日本人のための公立学校こそが「正常」であるという国民の境界線をくっきりと立ち上がらせるものであった。

こうして同通達の趣旨と「徹底した民族教育」を求める朝鮮人内部の要求が表見的に一致することによって、1966年3月までにすべての公立朝鮮学校が廃止されることとなった。

4) 同質性と等価性

公立朝鮮学校という特殊な学校が地域の中で生み出していった諸実践は、今日においても多くの示唆を与えるものである。

12.28通達では公立朝鮮学校の「教職員の任命・構成・教育課程の編成・実施・学校管理等」のあり方が廃止方針の根拠とされているわけだが、むしろ朝鮮人のみを教育対象とした学校におけるそれらのあり方に、朝鮮人が関わることは至極妥当なことだとも捉えられる。制度的には朝鮮人(非日本国籍者)は「公の意思形成」に関わることはできない——したがって公立学校の正規教員として採用されず、また教育委員会のメンバーにもなれない——が、子どもたちを含む朝鮮人の度重なる訴えや交渉の中で、朝鮮人が自身らの教育要求を反映させ、学校運営に関与できる回路がつくられていった。そしてその回路に沿って、実際に朝鮮人の教育要求が学校運営に反映されたからこそ、外国人の育成を目的とする「不正常的な」公立学校が存在できたのである。

そのうえで注目したいのは、公立朝鮮学校の日本人教師たちが築いていった子どもたちを捉える認識枠組みである。先述の名古屋市立牧野小学校分教場の『私たちの歩み』の中で、日本人教師・山田綾子は「子供とともに」と題した論考で、以下のように記している²⁷。

頭をなでている間に、ボタンをつけている間に、子供たちと互いに体温を感じ合っている中に、そこに授業だけでは、どうしても味はえない親しみが湧いて来て、子供と私とのつながりが之以上に深まっていくのです。そうした事は、一見つまらない事のようにですが、民族をことにする教師と生徒とがつながる上で、とても大事な要素であったことが、此頃になって痛切に思われるようになりました。爪を切ってやりながら、お家の事やお友達のこと等、無邪気に語る子供たちを眺めるとき、「この子供は朝鮮の子供だということを、ほとんど忘れていきます」〔文末の「」の意味は不詳だが原文ママ〕

本節第一項で見た太田の認識枠組みと重なるこのような認識枠組みを、ここでは同質性および等価性という観点から考えてみたい。山田は「民族をことにする」子どもたちとの関わりの中で、「この子供は

朝鮮の子供だということを、ほとんど忘れて」という。これは朝鮮人・日本人という異質性を強調するのではなく、子どもだという同質性に注目しながら、日本の子どもも朝鮮の子どもも等しく教育すべき対象であるという等価性を見出しているのだと捉えられる。実際にこうした同質性を基盤とする等価性の承認によって、実践の次元での境界線の駆動が回避または緩和されていた。

しかしこうした認識は、朝鮮人の教育要求を置いた時、ある種の緊張関係を常に生むものとなる。朝鮮人の保護者はその子どもを朝鮮人として育てたいがために、通常の学区を越えて、公立朝鮮学校に子どもを送っている。その学校の教師が「朝鮮の子供だということを、ほとんど忘れて」いては困るのである。無論朝鮮語の使用や朝鮮名など、日本人教師も日々の学校生活の様々な局面で子どもたちが朝鮮人であることを認識していたことだろう。そのうえでなお、朝鮮人が求める「民族」を相対化する上記のような認識や言説、それらに基づく実践は、朝鮮人たちに一抹の不安を抱かせたのではないかと考えられる。「徹底した民族教育」の実施を理由とした自主化路線も、こうした教育上の問題を背景としていたのである。

この問題は、今日の公立学校における外国にルーツを持つ子どもたちの教育において、度々指摘されてきた「悪しき平等主義」——日本の子どもも外国の子どもも変わりなく平等に扱うという傾向——と相似形を成している。いずれにおいても目指されるべきは、同質性に依拠するのみではない、異質性に基づく等価性の承認ではなからうか。

4. 外国人学校と公的保障

以上、1945年から70年代初頭までの朝鮮学校の法的地位の変遷を検討してきた。朝鮮学校をめぐる公教育の境界線は、国民の境界線と国家の境界線が重なることによって駆動していたが、ナショナルなレベルとローカルなレベルとで、それぞれ異なる様相を呈していたことが確認された。

その後の状況はどうであったか。1980年代以降、外国人学校の公的保障をめぐる状況は大きく変貌した。その背景には、1979年の国際人権規約および80年の難民条約の批准や、1990年の出入国管理法の改正に伴う在日外国人の質的量的変化などの影響を挙げられる。今や日本の学校においても、外国につながるのある子どもの存在は珍しいものではない。

今日においては、外国人学校が所在する多くの地方自治体が、様々な名目で補助金を支給している。1990年代には、JR通学定期券の割引率差別が是正され、高体連・中体連等のスポーツ大会やNHKコンクールをはじめとした各種コンクールへの参加も可能となった。2000年代以降には、外国人学校と日本の学校の等価性がさらに認められていった。2003年には大学入学資格が認められ、2010年から始まった高校無償化制度によって、ついに国庫からの助成も実現することになった。さらに2005年に全国に先駆けて岐阜県が各種学校の認可基準を緩和すると、文科省も同様の方針を示した。外国人学校を積極的に認可していこうという姿勢の表れだと言える。

無論今日においても、一条校か各種学校かという二択を迫られる状況は続いている。一条校となれば、学習指導要領や教員資格等の問題で、外国人学校固有の教育活動が制限され、各種学校となれば公的保障を得にくいというトレードオフな状況に、多くの外国人学校が頭を悩ませている。こうした課題はなお残るが、全体として、本稿で見えてきた状況とは、隔世の感があることも確かである。「公」の境界線の外縁は、広がり、様々な局面において外国人学校は包摂されていると言える。

だが一方で、朝鮮学校の公的保障をめぐる状況は、今日において、むしろ後退している。高校無償化

制度からは除外され、それに連動するように、1970年の東京都を皮切りに97年の愛媛県まで、朝鮮学校がある29の都道府県すべてが支給していた補助金の多くも2010年以降、停止された。市区町村においても同様である。さらに各種学校認可を取り消そうという動きも見られる。これらを背景に、排外主義団体が朝鮮学校を襲撃するというヘイトクライムも生じた(中村2014)。多くの朝鮮学校の子どもたちが、ヘイトスピーチに曝されるのではないかという恐怖と戦っている(龍谷大学人権問題研究委員会編2016)。司法は、朝鮮学校襲撃事件に関しては「人種差別にあたり違法だ」という判決を下したが、無償化制度からの除外は適法と判断した(2017.7.19 広島地裁、2017.9.13 東京地裁)。国連・社会権規約委員会は無償化除外を差別と指摘し(2013年)、人種差別撤廃条約委員会は懸念を表明していた(2014年)にも拘わらず、である。朝鮮民主主義人民共和国との政治的・外交的關係から、朝鮮学校やその子どもたちが公的保障から除かれるのは致し方ないことだという声も、決して小さくない。近年、朝鮮学校への就学者数は減少し、またそれに伴い学校統廃合も進んでいるが、その背景にこうした状況が及ぼしている影響を無視することはできない。

総じて、今日においては、日本人と外国人とを分かち国民の境界線は相対的に薄れてきたが、政治的・外交的状況を反映した国家の境界線は、より鋭利になってきていると言える。こうした傾向は、今後一層強まっていくと考えられる。

どのような外国人学校を公的に保障すべきなのか。この問いへの回答を、政治的・外交的論理だけに委ねてはならないだろう。政治的・外交的論理に勝る教育の論理を、今日の日本社会において機能させることはできないのだろうか。その論理や方法はいかなるものでありうるのか。美辞麗句に彩られた多文化共生論を援用するだけでは十分でない。また人権保障を訴えるだけでも足りない。公立朝鮮学校の歴史が示してくれたように、それは、異質な他者との直接的な関わりと試行錯誤、協同的实践の中で見出されることだろう。そこには、新たな「公」が立ち上がる契機が胚胎しているはずである。

参考文献

- 尼崎市教育委員会編(1974)『尼崎市戦後教育史』
呉永鎬(2017)「名古屋市立朝鮮学校の設置・存続・廃止——日本の公教育像を再考する」『〈教育と社会〉研究』第27号
韓民(1996)『現代日本の専門学校——高等職業教育の意義と課題』玉川大学出版部
金宗鎮(2009)『故郷はどこ 幸せはどこ——ある在日朝鮮人二世の半生』これから出版
金徳龍(2004)『朝鮮学校の戦後史 1945-1972 [増補改訂版]』社会評論社
古関彰一(2017)『日本国憲法の誕生 増補改訂版』岩波現代文庫
志水宏吉・中島智子・鍛冶致編(2014)『日本の外国人学校——トランスナショナルリティをめぐる教育政策の課題』明石書店
田中宏(2006)「在日外国人の民族教育権に関する一考察」『龍谷大学経済学論集』第49巻第1号
田中宏(2013a)『在日外国人 第三版——法の壁、心の溝』岩波書店
田中宏(2013b)「朝鮮学校の戦後史と高校無償化」『〈教育と社会〉研究』第23号
中島智子(2017)「公立学校における「任用の期限を附さない常勤講師」という〈問題〉」『エトランジェ』創刊号
中村一成(2014)『ルポ 京都朝鮮学校襲撃事件——〈ヘイトクライム〉に抗して』岩波書店
並木頼寿・大里浩秋・砂山幸雄編(2010)『近代中国・教科書と日本』研文出版
マキエ智子(2013)「外国人学校制度」創設の試み：日韓会談期における在日朝鮮人対策の模索『北海道大学大学院教育学研究院紀要』118号

松下佳弘 (2012) 「占領期朝鮮人学校の教育費問題－「国庫負担請願」の背景とその意味－」『朝鮮史研究会論文集』第 50 集

水野直樹・文京洙 (2015) 『在日朝鮮人—その歴史と現在』岩波書店

龍谷大学人権問題研究委員会編 (2016) 「ヘイトスピーチによる被害実態調査と人間の尊厳の保障」(2015 年度龍谷大学人権問題研究委員会助成研究プロジェクト報告書、研究代表者：金尚均)

- ¹ 文部科学省大臣官房国際課国際協力企画室の外国人教育推進係作成の資料「外国人学校及び児童生徒数の推移 (各年 5 月 1 日現在)」を参照。作成年は不明だが平成 28 年のデータが記載されていることから、2016 年 5 月以降に作成されたものと推察される。なお外国人学校の現状に関しては、志水ほか編 (2014) を参照されたい。
- ² 詳しくは、田中 (2013a) を参照されたい。また、教育と公務就任権に関わる問題として、公立学校の外国籍教員の任用形態の問題がある。日本国籍を有していなくとも、公立学校の教員になれることさえ、あまり知られていないが、ここで重要なのは、外国籍者の「公の意思形成」への参画を阻むため、同様の業務を行うにも拘わらず、外国籍者は「教諭」として任用されず、管理職に昇任できない「任用の期限を附さない常勤講師」として任用されることである。その経緯と実態に関しては中島 (2017) を参照されたい。
- ³ 学齢期の子を持つ外国籍の保護者に就学案内が送られるようになるのは、1991 年以降のことである。その経緯は大略以下のようになる。1952 年 4 月、サンフランシスコ講和条約の発効に伴い、旧植民地出身者の日本国籍は、選択の余地なく一方的に喪失された (法務府民事局長発、法務局長・地方法務局長宛「平和条約の発効に伴う朝鮮人台湾人等に関する国籍及び戸籍事務の処理について」(民事甲四三三八号、1952 年 4 月 19 日))。それに伴い、翌年文部省は、在日朝鮮人は日本国籍を喪失したので、「一般の外国人と同様に扱われる」のであり、「就学年齢に達した外国人を学齢簿に記載する必要はないし就学義務履行の督促という問題も生じない。なお外国人を好意的に公立の義務教育学校に入学させた場合には、義務教育無償の原則は適用されない」旨を通達する (初等中等教育局長発、各都道府県教育委員会宛「朝鮮人の義務教育学校への就学について」(文初財 74 号、1953 年 2 月 11 日))。続いて 1965 年、日韓条約および法的地位協定の締結に基づき、韓国・朝鮮籍者に関しては、小学校・中学校等への入学、上級学校への進学、授業料の徴収、教科用図書は無償措置、就学援助措置等に関して、日本人と同様に扱うことになった (文部事務次官発、各都道府県教育委員会・各都道府県知事宛「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定における教育関係事項の実施について」(文初財第 464 号、1965 年 12 月 28 日))。そして、1991 年 1 月 10 日に交わされた「日韓法的地位協定に基づく協議の結果に関する覚書」に基づき、①課外で行われている韓国語や韓国文化に関する学習を今後も支障なく行われるよう政府として配慮する、②保護者に対し就学案内を発給する、③在日韓国人以外の日本国に居住する日本国籍を有しない者についても、上記①及び②の内容に準じた取り扱いをすることとなった (文部省初等中等教育局長発、各都道府県教育委員会・教育長宛「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する協議における教育関係事項の実施について (通知)」(文初高第 69 号、1991 年 1 月 30 日))。
- ⁴ 1940～60 年代の外国人学校に関する各国大使館と外務省との外交記録文書をまとめた『在本邦諸外国人学校教育関係』(「外交記録公開文書 I' -0043」、外務省外交史料館) という文書綴りの存在一つを取って見ても、外国人学校の法的地位等の問題が、日本の教育行政上の問題にとどまらないものであることが見て取れる。
- ⁵ ただし中華学校に関しては、少々異なる動きがあったことが確認できる。横浜中華学校は、1952 年の「学校事件」を境に、大陸系の横浜山手中華学校と、台湾系の横浜中華学院に分裂した。この横浜山手中華学校の各種学校認可をめぐる神奈川県と外務省および文部省とのやりとりの記録が、前掲の『在本邦諸外国人学校教育関係』に収められている。1956 年 11 月、外務省は神奈川県に対し、「外務、文部両省が許可可然るべしと申し立てているとのことは大変な誤解である。法規上は、両省ともこれを禁止する規定もなく、困難であるが、県が決定権を持っているのだから、むしろ県の裁量で何とか防げないかということ、当方から県の係官に申し上げて居る」のであり、知事の裁量で不許可とすることに、「異議ないどころか、左様であると思うと述べた」という。こうした対応には大きな問題があると考えるが、ここでは扱わない。神奈川県が認可を与えないことに対し、横浜駐在中国領事館からも公式に強い反対の申入れがあり、結局 1957 年 3 月 31 日に認可が与えられている。
- ⁶ 2003 年 9 月に発表された大学入学資格の方針は、①国際評価機関の認定を受けたインターナショナルスクールの卒業生、②本国の高校と同等の課程を有すると位置づけられた学校 (韓国学校、中華学校) の卒業生、③各大学の個別審査により認定された者は、いずれも大学入学資格を有するというものである。朝鮮学校卒業生は、本国 (朝鮮民主主義人民共和国) における確認が取れないため、③となり、生徒が受験する大学ごとに入学資格の個別審査を受けている。また高校無償化法においても、同法施行規則 1 条 1 項 2 号により、対象となる各種学校である外国人学校は、(イ) 大使館等を通じて日本の高校に相当する課程であることが確認できるもの、(ロ) 国際的評価団体の認証を受けているもの、(ハ) その他、文科大臣が高校の課程に類する課程として指定したもの、に分けられた。外交関係のない台湾系の中華学校は

- (イ)によって無償化の対象として指定されているが、朝鮮学校は(ハ)の対象となった。2012年12月に第二次安倍内閣が誕生し、翌年3月にはこの(ハ)の規定も削除された。詳しくは、田中(2006)、田中(2013b)を参照されたい。
- ⁷ と言うのも、実際に日本政府や文部省が、朝鮮学校以外の外国人学校に対し、明確な方針を持っていたり、あるいはそれに基づく何らかの政策を実施した形跡が見当たらないためである。それは、そうした外国人学校が量的に少ないばかりでなく、政治的ないし外交的にも特に問題化されなかったためではないかと考えられる。戦後日本の外国人学校政策は、「朝鮮学校への積極的統制+他の外国人学校への不作為」として把握可能であるが、本プロジェクト期間中に、このことを実証することはできなかったため、詳細な検討に関しては他稿に期したい。なお戦前においても、在日朝鮮人が行っていた夜学や私塾が取り締まりの対象となることがあった(水野・文京洙2015)。また1936~37年にかけて、華僑学校の教科書を「排日」思想を煽るものとして、出版および使用禁止していたといった事実もある(並木ほか編2010)。
- ⁸ 現在においても、こうした議論の構図は継続していると見て良い。例えば2016年3月、時の文科大臣馳浩は地方自治体に対し「朝鮮学校に係る補助金の公益性」を十分検討することを求めている(文部科学大臣馳浩発、北海道外1都2府24県知事宛「朝鮮学校に係る補助金交付に関する留意点について(通知)」(27文科際第171号、2016年3月29日))。これ以前に既に補助金を停止している府県ないし市町村があったが、同通知を受け、茨城県、三重県、和歌山県などが2016年度以降、補助金を不交付としている。
- ⁹ 学校教育局長発、東海北陸地方行政事務局長宛「朝鮮人児童の就学義務に関する件」(雑学第123号、1947年4月12日(同日付・同内容で都道府県教学課長宛にも通達))。
- ¹⁰ 学校教育局長発、文部省大阪出張所長・都道府県知事宛「朝鮮人設立学校の取扱いについて」(管学5号、1948年1月24日)。
- ¹¹ 学校教育局長発、都道府県知事宛「朝鮮人学校に関する問題について」(発学200号、1948年5月6日)。
- ¹² 文部省管理局長・法務府特別審査局長発「朝鮮人学校に対する措置について」(文管庶第69号、1949年10月13日)。
- ¹³ 文部次官発、都道府県知事宛「私立学校法の施行について」(文管庶第66号、1950年3月14日)。
- ¹⁴ 文部事務次官発、都道府県知事・都道府県教育委員会宛「朝鮮人私立各種学校の設置認可について」(文管庶第69号、1949年11月5日)。
- ¹⁵ 文部省は、文部事務次官発、都道府県知事・都道府県教育委員会宛「公立学校における朝鮮語等の取扱いについて」(文初庶第166号、1949年11月1日)において、「学力補充、その他やむを得ない事情があるときは、当分の間特別の学級又は分校を設けることも差支えない」と、経過措置としての分校設置を認めている。また、初等中等教育局長・管理局長発、和歌山県教育委員会教育長宛「朝鮮人児童、生徒の公立学校受入れについて」(文庶第153号、1949年11月24日)においても、「分校は認めない方針である。しかし、日本人学校に収容することが不可能の場合…等には事情已むを得ざるものとして、当分の間認められる」としている。
- ¹⁶ 名古屋市議会事務局長発、東京都議会議会局長宛「公立朝鮮人学校について」(収市会第三三一号の一、1954年4月30日)。
- ¹⁷ 三重県総務部総務課「◎朝鮮人学校について」(作成年月日の記載はないが、記述内容から1964年8月作成と推定される)では、「朝鮮人学校に対する文部省の意向」として「都道府県に文書通達したいが政治的反響もあるので検討している。早期に通達し得るよう考える」と記載されている。また、文部省管理局振興課長発、関係都道府県総務部長宛「朝鮮人学校の各種学校としての認可等について」(40管振第45号、1965年11月29日)において「かねてこれ[朝鮮学校]を各種学校として認可することのないよう口頭でお伝えしていました」とされている。
- ¹⁸ 文部事務次官発、都道府県知事・都道府県教育委員会宛「朝鮮人のみを収容する教育施設の取扱いについて」(文管振第210号、1965年12月28日)。
- ¹⁹ 三重県「朝鮮人学校認可についての陳情者の主張点および主務課の意見」(1964年8月14日作成)。
- ²⁰ 「学校教育法の一部を改正する法律案要綱について」(1966年5月13日)。
- ²¹ 名古屋市立朝鮮学校に関しては、呉永鎬(2017)を参照されたい。
- ²² 名古屋市立牧野小学校分教場編『私たちの歩み』(1954年2月26日発行)、47-48頁。
- ²³ 例えば以下のような記事である。以下すべて『読売新聞』1952年のもの。その多くがデマであり、時にヘイトスピーチであることは、タイトルからも十分に推察可能だろう。「校内で火炎瓶製造? 第一朝鮮人学校(日暮里)を急襲」(7月15日)、「赤い朝鮮人に食われる血税 既に一千億円支出 生活保護も日本人の四倍」[警視庁 捜査費の一年分 メーデー、5.30 両事件に使ったお金](8月7日)、「警官2万5000が待機 明日の8.15記念日 3つの集会、王子特に厳戒」(8月14日)、「朝鮮学校の日本人教官追放闘争 “スパイだ”と吊し上げ 生徒が殴る、ける 連日の脅迫、投石に都内を轉々」(8月20日)、「朝鮮学校 私は“気違い”病院」と呼ぶ インターで朝礼 つるし上げに日を暮す 朝鮮学校教務主任の手記」[校舎で祖防隊も訓練 朝鮮人学校では何が教えられるか](8月22日)、「朝鮮人学校の実態はこうだ 日本人教官匿名座談会 赤い教練の拠点 “公立”をなぜ取消さぬ?」(8月24日)、「極左の指令で動く朝鮮人学校 無視される法規 手ぬるい当局に批判の声」(8月26日)、「社説 朝鮮人学校と当局」(8月27日)。
- ²⁴ 「覚書 朝鮮人学校閉鎖に伴う朝鮮人子弟教育について」(1950年3月25日)[兵庫県および県教育委員会と朝鮮人との覚書]。

²⁵ 前掲、「公立学校における朝鮮語等の取扱いについて」（文初庶第166号、1949年11月1日）。

²⁶ 脚注16と同様の資料。

²⁷ 前掲、『私たちの歩み』、147-148頁。